

おかやま労働安全 衛生センター

2026年7月28日 第40号

〒700-0094

岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター3階

電話 086-266-8008

FAX 086-232-3714

E-mail oka2012ro-an@41.toki.ne.jp

アスベストが原因？

悪性胸膜中皮腫の治療に光

アスベスト（石綿）が主な原因とされる難治性の希少がん「悪性胸膜中皮腫」の患者に、新しい治療法の可能性が開けたと広島大学が発表した。ヒトの体内でつくられる多数のマイクロRNA（核酸の一種）の中から、がん細胞を強力に老化させる種類を発見。それを成分とした新しい核酸医薬「MIRX002」の臨床試験で、安全性が確認された。

広島大大学院医系科学研究科の田原教授ら4人が記者会見した。新医薬「MIRX002」は、がん細胞に老化促進のマイクロRNA「miR-3140-3p」を補充する。「老化のスイッチ」を入れることで、がんの進行を抑える。マイクロRNAがん治療薬として世界で初めて安全性が実証されたとしている。

悪性胸膜中皮腫の患者を対象にした投与試験で、臨床上問題となる副作用は認められず、最高用量まで安全に投与可能であることが示された。複数回の投与試験でも「副作用が軽く安全に投与可能である」という主要目的を達成した。

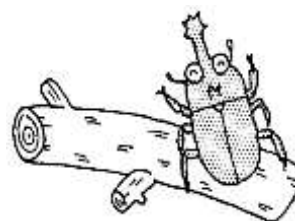
研究グループは、田原教授が社長兼CEOを務めるベンチャー企業「パームエックスセラピューティックス」（本社・広島市）と共同で、これらの試験を2022～25年に広島大病院、近畿大病院、兵庫医科大病院で実施した。

今後、海外を含む次段階の臨床試験をするため、国際的な治験体制の構築を始めている。31～32年には国への承認申請をめざしたいとしている。

悪性胸膜中皮腫の国内患者は30年頃をピークに年間約3千人に達すると予測されている。田原教授は「実用化を急ぎ、1日でも延命できるような薬をつくりたい」と話している。（新聞報道より）

【主な経過】

- 5月27日 建設アスベスト裁判 11時～
- 6月 2日 第2回運営委員会 10時～
- 6月27日 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」第23回全国総会（東京）
- 7月 3～4日 ハラスメント相談会 10時～18時
- 7月 7日 第3回運営委員会 10時～
- 7月13日 建材メーカー訴訟 13時30分～ 高松地裁
- 7月15日 アスベスト弁護団会議 10時～
- 7月17日 建設アスベスト裁判 10時30分～



改正労災保険法が成立 農林水産業に強制適用

農林水産業の小規模な事業主への労災保険の強制適用などを柱とした改正労災保険法が7月10日、参院本会議で賛成多数により可決、成立した。新たな適用対象は最大約22万事業主に上るとみられる。また、労災で亡くなった人の配偶者らが受け取る遺族補償年金に関する年齢要件を撤廃することや、脳・心臓など一部疾患における労災の時効延長も盛り込んだ。

厚生労働省によると、労災保険は原則、労働者を雇用すれば強制適用される。しかし、労働者が5人未満の農業など小規模な農林水産業は実態把握が困難といった理由から、「暫定任意適用事業」として任意での加入が認められていた。

近年、農業などの第1次産業での労災が深刻化していることを受けた措置で、労働者保護の観点から、労災保険への加入を義務付けた。（新聞報道より）

全国初、首都圏建設アスベスト訴訟 東京3陣が東京地裁で和解

2026年6月26日（金）に首都圏建設アスベスト訴訟・東京3陣が東京地裁で第6回目の和解期日をむかえ、全国で初となる、地裁（一審）段階での和解を勝ち取った。1度の判決も得ず、被告メーカーが和解に同意し、「謝罪」を盛り込んだ和解条項を受け入れた事は、18年を超える訴訟闘争が勝ち取った大きな成果である。被害の苦しみを抱えながら先頭に立って闘う原告の仲間々に改めて敬意を表すものである。

東京3陣は2020年に提訴し、東京地裁において6年間の審理を重ねてきた。今回和解に至った原告は、被災者単位で100人中12人であり、人数を見ると少数であると感じられるが、この勝利和解は今後の訴訟闘争と全国の闘いに大きく寄与し、影響を与えるものである。（マスコミ報道より）

声 明

－建設アスベスト訴訟東京3陣の和解成立－

1. 本日、東京地方裁判所民事第31部（裁判長堀内元城裁判官）にて、建設アスベスト東京3陣訴訟の原告の一部についての和解が成立した。和解内容は、被告A&AM、同ノザワ及び同ニチアスらが原告16名（被災者12名）に対して、お詫びするとともに不法行為責任に基づき和解金総額1億8910万円を支払い、被告神島化学工業、同DAIKEN、同日本インシュレーション、同エム・エム・ケイは、被災者に対し弔意ないしお見舞いの意を表明するというものである。他方、その余の原告（被災者単位88名）らは和解成立に至らず、2026年8月28日午後3時に判決期日が指定された。
2. 東京3陣訴訟は、2020年3月4日に東京地裁に提訴した（原告127名、被災者100名）。その後、2021年5月17日に最高裁判所が先行の東京1陣訴訟に関して国及び建材メーカーらの責任を認める判決を言い渡した。この最高裁判決を受けて締結された国と原告団との基本合意に基づき、東京3陣訴訟の被災者99名が国との間では和解した。しかし、被告建材メーカーらは東京3陣訴訟でも責任を争ったため5年の審理を経て2025年7月16日に結審した。結審時に、東京地裁は、和解による解決が望ましい旨を表明した。
3. その後、2025年8月7日に、先行訴訟である東京1陣訴訟及び同2陣訴訟が東京高裁にて一審原告（被災者計316名）と建材メーカーとの大規模な和解が成立した。

この高裁和解を踏まえて、東京地裁は、2025年12月24日、和解対象の原告105名（被災者単位94名）のうち被告4社（被告A&AM、同ニチアス、同ノザワ及び同MMK）の不法行為責任を認めて和解対象の9割を救済する和解案を提示し、その後和解協議が行われてきた。その結果、上記被告建材メーカーらは和解した原告ら及び被災者遺族に対してお詫びと弔意とお見舞いを表明して和解したものである。原告の一部のみとはいえ、地方裁判所段階で和解が成立したのは全国でも初めての事例であり、第一審での早期救済が図られたことは一步前進と評価できる。また、この間、さいたま地裁及び京都地裁でも和解協議も進められており、一審段階での和解成立が期待される。

他方、被告ノザワを除く被告建材メーカーらが大部分の原告について裁判所和解案に応じなかったことは被害者の早期救済に背を向けるものにほかならず、強く抗議をする。

4. 和解が成立しなかった原告については判決が言い渡されるが、改修解体作業者及び屋外作業者も含めて被告建材メーカーらの責任について判断が示される。のみならず、2004年10月1日以降に石綿建材の改修作業に従事した原告について国の責任も判断される。神奈川1陣最高裁判決が国の違法責任の終期を2004年9月30日と判示していることから、東京地裁が国の賠償責任を認容するか否か注目される。

5. 以上のとおり、一部の原告とはいえ地裁段階での和解が成立したことは前進と評価できる。この前進を、われわれは建材メーカーが建設アスベスト補償基金に拠出して被害者に裁判することなく補償するための建設アスベスト給付金法改正につなげていくよう取り組みを強める所存である。

2026年6月26日

首都圏建設アスベスト東京3陣訴訟原告団

首都圏建設アスベスト東京3陣訴訟弁護団

首都圏建設アスベスト訴訟統一本部

岡山県の2025年の労働死傷災害は 2337件3年連続で2300件超 高齢者や外国人労働者が増加傾向

岡山労働局のまとめによりますと、2025年に岡山県で起きた労働災害のうち、労働者が業務中にけがをしたり亡くなったりした死傷災害は2337件（前年比＋1件）で、3年連続で2300件を超えた。このうち死亡災害は18件で、前年より5件増えた。

事故の型別では、転倒が589件（前年比＋46件）で全体の約25％と最も多く、続いて墜落・転落が392件（前年比＋32件）、動作の反動・無理な動作が390件（前年比＋5件）などとなっている。

岡山労働局は、高止まりが続いている要因として人手不足や人材の流動化のほか「労働者の高齢化」などがあるとしている。2025年に発生した労働災害のうち60代以上の人が占める割合は30.3％で、2019年以降初めて3割を超えた。

また、外国人労働者の労働災害も2023年が90件のところ、2024年が103件、2025年が120件と増加傾向にあるとしている。

岡山労働局は、国が2026年4月に施行した高齢者の労働災害防止のための指針に基づき、特に小売や社会福祉施設などの業種で行動災害（転倒・腰痛）防止への指導啓発や補助金の活用促進のほか、建設業でのパトロール実施、外国人労働者への教育指導の徹底などを行っている。（新聞報道より）

【当面する取り組み】

○8月 2日 アスベスト健康被害相談会 10時～12時 「りぶら」

○8月 2日 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 岡山支部
2026年度 定期総会 13時30分～ 「りぶら」

○8月 4日 第4回運営委員会 10時～

※当労安センターの顧問をされている大槻先生が、がん罹患者の経験談を冊子にまとめる準備を始められています。